

## 台風接近に伴う図書館の対応に関する申合せ

平成29年3月23日  
附属図書館長裁定

### (趣旨)

休業期及び授業期の土日祝において台風接近が予想され、前日・前々日および当日早朝に図書館が対応しなければならないことを明確化するために必要事項を定める。

なお、授業期（土日祝が除く）においては「気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する要項」に準じる。

### (定義)

気象警報 佐賀地方気象台が、佐賀市を含む次のいずれかの地域について発表する暴風警報(台風接近に伴う)をいう。

- ア 佐賀県
- イ 佐賀県南部
- ウ 佐賀県南部のうち佐賀多久地区
- エ 佐賀県南部の佐賀多久地区のうち佐賀市

### (閉館措置)

午前6時までに気象警報が発表されている場合又は発表された場合は、その日は一日閉館（夜間開館も含む。）とする。なお、午前6時までに気象警報が発表されていないが、午後においてそのような状態が予想される場合は、館長の判断に基づきその日は一日閉館（夜間開館も含む）とする。

また、医学分館については翌日閉館が予想される場合においては館長の判断に基づき翌日の早朝開館は中止する。

### (周知方法)

閉館等の周知は下記のとおりとする。

- ア 閉館が予想される場合は前日までにホームページ及びメールで閉館が予想される旨の通知を行う。
- イ 閉館が決定した場合は、自宅等で周知可能な方法（SNS・ホームページ等）で通知を行う。

### (その他)

上記の対応によりがたい場合は館長が判断する。

### 附則

この申合せは、平成29年3月23日から実施する。